

搭乗する航空機の航空保険を確認していますか

万が一事故が発生し、搭乗者だけでなく、機外の第三者の生命、身体を害することや、他人の財物を滅失、破損、汚損することにより、法律上の損害賠償責任を負うこととなった場合に、被害者への賠償を確実に行うことが必要です。

搭乗する航空機の保険内容（保険の種類、被保険者、保険金額、免責条項等）を確認し、適切な航空保険が付保された航空機に搭乗するようお願いいたします。

（例）

- ・航空機（機体）保険だけでなく、第三者賠償責任保険や救援者費用等包括保険（被害者への弔慰金や見舞金の費用に対する保険、航行不能航空機の撤去費用や残存物の廃棄費用に係る保険など）等が付保されているかどうか。（保険の確認）
- ・万が一事故が発生した際、被害者への賠償を行うのに十分な保険金額かどうか等。（保険金額の確認）
- ・自身が操縦している間に生じた損害について、保険金が支払われるかどうか。（被保険者・免責条項の確認）

など

【連絡先】

航空局総務課 03-5253-8111(代) (内線48143)